

## 議第102号

## 訴訟上の和解について

次のように和解する。

平成19年 9 月 6 日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

事 件 名	大阪高等裁判所平成18年（ネ）第2689号所有権確認請求控訴事件
相 手 方	
事 件 の 内 容	<p>相手方は、自らが占有し、一方で、本市がその内部に道路敷及び水路敷である本市の所有地（京都市左京区松ヶ崎正田町9番地の16、9番地の17及び30番地並びに同区松ヶ崎小竹藪町48番地の12の土地。合計26.65平方メートル。以下「本件道路敷等」という。）が存在すると主張している土地（約85平方メートル）について、相手方が所有権を有することの確認を求める訴えを提起した。</p> <p>京都地方裁判所は、相手方の請求の一部を認容し、相手方が本件道路敷等の所有権を有することを確認した。</p> <p>そこで、本件判決のうち相手方の請求を認容した部分の破棄を求めるため、大阪高等裁判所に本件控訴を提起したものである。</p>
	<p>1 相手方は、本市に対して、相手方が昭和43年9月10日以来建物敷地として占有してきた本件道路敷等について、本市が所有権を有することを確認する。</p>

和 解 の 内 容	<p>2 本市は、相手方に対して、本件道路敷等を1,272,537円で売り払うこととし、相手方は、これを承諾する。</p> <p>3 相手方は、本件道路敷等のうち京都市左京区松ヶ崎正田町30番地の土地の認定道路廃止手続完了通知後4箇月が経過した後に、直ちに前項の代金を本市が指定する方法により支払う。</p> <p>4 相手方が前項に定めるところにより売払いの代金を支払ったときは、本市は、相手方に対し、売払いを原因として本件道路敷等の所有権移転登記手続を行う。ただし、登録免許税は、相手方の負担とする。</p> <p>5 相手方は、本市に対するその余の請求を放棄する。</p> <p>6 本市と相手方の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。</p> <p>7 訴訟費用は、第1審及び控訴審とも各自の負担とする。</p>
-----------	---

#### 提案理由

訴訟上の和解をする必要があるので提案する。